

## 報告事項Ⅲ

# 市民モニターから見た 子どもの権利条例の運営状況

(意見表明)

# 報告事項Ⅲ

## 市民モニターから見た子どもの権利条例の運営状況(意見表明)

### 1. 市民モニター制度とは

市民モニター制度とは、泉南市子どもの権利に関する条例（平成 24 年泉南市条例第 26 号）第 16 条第 3 項の規定「市は、広く子ども及び市民等から意見、提案を募る子どもの権利条例市民モニター制度を設けます」に基づき、設置された制度で、2015（H27）年から毎年行っています。

市民モニターは、子どもとおとなを含む市民で構成され、市長から委嘱され、条例委員会と相互に協力及び連携して、この条例の運営状況を検証するための活動を行います。

検証の方法としては、市民モニター会議を開催しての意見交換、会議終了後の文書による意見表明という方法をとっていますが、新型コロナウイルス感染拡大の 2020（R2）年、2021（R3）年の 2 年間は、アンケートによる検証を行いました。

### 2. 市民モニター委嘱

本年度も、広報せんなん 6 月号にて市民モニターの募集を行ったところ、市民モニターの経験者と、ゆうてみいサポーター養成研修の受講者の 11 名の方の申し込みがありました。子ども委員については、公募だけでは集まらず、これまでは中学校の生徒会等に依頼して参加していただいていたのですが、本年度については、条例委員会とも相談し、中学生の自死案件にふれることになるので、子どもたちがどのような情報を得ているのかもわからない中、おとなと同じ資料で、同じように議論することは、難しいのではないかという理由で、子ども参加を見送り、おとな委員だけで開催することとしました。

### 3. 2023（R5）年度における市民モニターの活動

本年度の検証課題は、報告事項Ⅱ（条例に基づく事業等の 2022（R4）年度の実施状況に関する各実施機関による報告：第 12 次報告に掲載予定の内容）について、昨年度の中学生自死事案をふまえて、意見を求めました。

検証のための意見交換を行う市民モニター会議は、2023（R5）年 8 月 22 日（火）午後 1 時～午後 3 時の時間帯で、泉南市立市民交流センターでおとなモニター 9 名（欠席 2 名）と子どもの権利条例委員 5 名、市民モニター会議の担当課である人権推進課の職員 3 名で開催しました。

### 4. 市民モニターの検証のために提供した資料

（8/22 の市民モニター会議に先立ち、8/15 に各モニターに配布）

- 泉南市子どもの権利条例委員会第 11 次報告書
- 報告事項Ⅱ（R4 年度の取組）
- 第三者委員会に対する要望書
- 子どもの権利条例委員会からの報告と要請（8/22 配布）

### 5. 市民モニターにおける質疑応答と意見

市民モニターは、子どもの権利条例委員会の検証活動について、特に第 11 次報告書およ

び報告事項Ⅱをもとに、条例委員会から説明を受けました。その後、その報告をもとに、質疑応答や意見交換を行ったところ、第 11 条の子ども支援ネットワークと、第 6 条の相談救済についての意見が多く出されました。

まず、第 11 条の「子ども支援ネットワーク」では、「なぜ、今までできなかったのか。」「虐待のネットワーク等とは違うのか」等の質問が出されました。今後の設置に向けて、条例委員会の会長より、条例の解釈と運用をもとに、「せんなん子ども支援ネットワーク」とは何かについて説明がなされました。

また、子どもがしんどくなった時に、逃げる場所がある、自分のやりたいことを言える場所があるということが大切で、学校や親にも言えないことのある子どもは、他にもいるのではないかな等の意見が出されました。

そして、そのための相談窓口としていくつか開設されているが、どこにどんな相談をすればよいのかがわかりにくいという意見等、悩みや相談に対する意見も多く出され、相談、救済についての課題が明らかになりました。

## 6. 条例運営の現状に対する市民モニターの意見表明(概要)

4. 配布資料、5. 質疑応答と意見に基づき、泉南市の子どもの権利に関する施策の検証を行っていただき、1 か月後に意見表明を提出いただきました。

条例の解釈と運用には、「市民モニターは、諸個人に対して、市が委嘱をして設けており、各モニターは、この条例に基づく役割を各個人の良心に根差して誠実に担う」とあります。また、『「子どもにやさしいまち」をめざすこの条例についての参考意見や批評、またこの条例が有効に機能するよう監視することが、モニターには期待されます』とも、記載されています。

市民モニターは、その役割を果たすべく検証を行い、泉南市の子どもの権利に基づく施策の現状について、意見表明を提出くださいました。

内容は、中学生の自死案件、子どもの相談救済、子どもの権利を正しく理解するための研修、子どもの居場所、泉南市子どもの権利の日、モニター会議のあり方、条例の広報、子ども参加のあり方、報告事項Ⅱ全体について等、多岐にわたっています。

条例制定 10 年が経過した今、市民や子ども時代に条例のあるまちで育った若者たちが、子どもの権利についての学びを深め、市の子どもの施策を子どもの権利の観点から述べ検証した意見表明を読ませていただくと、市としては比較的順調にすすんでいると思っている事業、たとえば、「子ども会議」「子どもの権利の日」についても、「これまでどおり」ではなく今一度条例に立ち戻って考える必要があると気付きました。

また、未実施や課題のある事業、とりわけ子どもの相談と救済の仕組みについては、どの委員からも厳しい指摘があり、子どもたちが安心して暮らすことができるよう、実現にむけ早急に検討していきたいと考えます。以下に、市民モニターの意見表明を本人の了解のもと全文を掲載いたします。

## 泉南市子どもの権利条例市民モニター 意見表明 1

1-1 子どもの悩み・相談件数についてのデータ：  
 第11次 泉南子どもの権利条例委員会報告書 P.22-23 より抜粋  
 年齢別子ども人口と相談件数調査結果データ：

年齢別人口（2022年4月現在）				
乳幼児	小学生	中学生	15-17歳	計
2,485	3,036	1,737	1,912	9,169名
報告事項Ⅱ 子どもの権利条例に基づく事業等の実施状況（令和4年度実施事業）P.10より抜粋：				
家庭児童相談（子ども相談）件数 継続件数を含めると延べ13,042件になります。				
養護	保健	性格行動・育児	その他	
356	26	12	14	408件

1-2 教育相談 1369件  
 （報告事項Ⅱに記載された教育相談 R4 の実績 P.25 を整理）

家庭環境	347
不登校	275
発達障がい等	193
心・体の健康	161
友人・教職員との関係	143
いじめ・暴力	133
児童虐待	48
貧困	26
ヤングケアラー	19
その他	24
計	1369件

報告事項Ⅱからは、次のようなことが読み取れます。

- 相談を受けるのは施設（家庭児童相談室、教育支援センター、子ども総合支援センター）を巡回訪問して受け付けている。又年3回全ての小中学校を訪問している。
- 実行スタッフは教育支援センター職員3名、教育委員1名 SSW（社会福祉士）5名で対応している。（地域子育て支援拠点事業は除きました）

### まとめ：

上記データから相談事に関しては、十分な組織が整っている。この際、組織間の連携を密にすれば更なる効果が期待できる、組織間の壁を取り除くことは多分厳しいと考えます。そこで“泉南市子どもにやさしいまち推進課”を設け、受けた相談事の解決に寄与出来ないでしょうか？ 現有組織の重複作業・横の関係の強化による相乗効果を得るべく組織改善頂き、泉南市の子どもたちが発する SOS 信号を、風通しの良い組織・環境下で、気軽に相談できるならば、遊離（実感できない）した形での『泉南市子どもの権利条例』は全市民に理解され、心底『泉南市に生まれてきて良かった』を実感し、同時に泉南市子どもの権利条例が子ども一人ひとりに“条例の傘下”で保護されている事が身を以って体験できるものと考えます。

## 2. 第11次泉南市子どもの権利条例委員会報告について

条例項別に応分の組織がその目的に向かって活躍し、且つ成果を評価された詳細に接し関心致しました。充分と見受けられる組織的対応にも拘わらず、中学生の自死を未然に防止できなかった

た背景を、組織の皆様の目線で分析してみました：

2-1 3次元的繋がり不足。

せっかくの組織と活動成果が有効に機能していないと思います。何等かの欠陥を認めざるを得ません。1項の“まとめ”ご参照ください。

2-2 『泉南市に生まれ育つすべての子どもが、“生まれてきて良かった”と心から思える“子どもにやさしいまち”と言う、基本精神の理解が特に教育委員会事務局に於いて、公正且つ適切に理解されていないと、理解できる対応には慙愧の極みです。

2-3 そもそも担当弁護士の意見に沿った対応は理解できません。弁護士は事が起こった場合又は事前に対応すべき事案、若しくは黒を白と言わしめたいケースがある場合に相談すべきである、と考えます私から言わしめれば、今回の事案は最初から逃げの一手で対応しようとする姑息な対応と言わざるを得ません。『泉南市子ども権利条例』の基本理念のかけらも認められない一連の対応は許し難いと考えます。基本的にこの対応が教育委員会内に蔓延っているのなら（委員長の顔を見ながらしか業務をしていない職員が居れば論外です）、先ず人事的、次に組織的に改善しなければ、次の犠牲者を生む事にならないかと危惧します。

まとめ：

委員会ご報告の通り、泉南市長直轄の厳正な第三者委員会を立ち上げ、関係各位が納得のいく調査結果を得て応分の早期対処に、ご尽力いただきます事を切望致します。

## 泉南市子どもの権利条例市民モニター 意見表明 2

市民モニター会議やゆうてみいサポーターの研修などで、自分自身の今までの考え方や、行ってきたことが自己満足に過ぎなかったと思知らされました。

それは、子どもの最善の利益に関することです。わが子に対しても将来社会の中で生きていくためにと親の価値観を一方向的に押し付けてきたこと、職場では、子どもたちのために一番いいことはと常に考えながら毎日を過ごしてきましたが、そこには、子どもの思いや意見はほとんどなかったように思います。おとなは、子どもが自分に関わることについて意見を言い、一緒にいちばんいいことは何か考え決定していくパートナーになる。子どもたちがすべての関係する人とパートナーシップを築くことであることをこの年になって初めて認識しました。子ども時代にこれまで関わってきた方に申し訳ない気持ちでいっぱいです。

おとなたちが、子どもの最善の利益、子どもの意見表明と参加について正しく理解する場や研修の機会を持ち「子どもにやさしいまち」を自分のものにする必要があるように感じました。

### ◆子どもの相談・救済について

「何か困ったことがあったらここに電話を」といくつもの相談機関が紹介されていますが、モニター会議でも電話をすること自体に抵抗感があるという意見が出ました。顔も知らない、顔も見えない人に相談するのは難しいと思います。自分の思いや悩みを話せるのは、今の段階では信頼関係が築けた人だと思います。

報告事項Ⅱの子ども相談（地域子育て支援センター）の報告にあるように子どもと遊ぶ場を何度も利用する中でスタッフとのいい関係ができ、心を許すことができると感じた時に自然と相談につながっていく。スタッフとほかの保護者が話していることを聞いて「こんなことも聞いていいんや」と相談へのハードルも低くなる。など気軽に話せる場の必要性を感じました。

#### ◆学校生活を送る子どもたちは

条例の前文にある学校の先生への中に、いじめのことを相談できる先生や場所を増やしてください。という文言があります。生活の大部分が学校の子どものにとっては学校の中に信頼できる場があることがよいと考えますが、今はまだ、「その場が特別なところに行くのを知られたらいや」、まわりも「あの子、行ってたよ」と偏見の目で見ることなど、助けてほしいときに助けられる社会が成熟していない。相談して救済までつなげられる人材もまだまだ育っていないように思う。

まず、子どもにどんなところだったら相談しやすいか、どんなところが欲しいか等を聞くことが必要。また、だれでも自由に利用でき、子どもの思いや意見が実現でき、楽しく過ごし、必要な時にいつでも相談し解決につながる、それが当たり前な場所の実現が望まれます。子どもの最善の利益を基盤とした場所になるためのスタッフの養成にも力をいれる必要があります。

学校に行けない、いまは行きたくない子どものための居場所（フリースクールなど）も必要です。

子どもの権利に関する条例を行政の職員、教員、市民が周知することが必須だと思います。まだまだ子どもの権利について、権利条例を知らない人が多いです。効果的に発信できる場をつくっていく必要があります。子どもの権利に関する学習と教育の取り組みですが、単発でなく継続した取り組みを行い、常に子どもの権利に基づき子どもの最善の利益を考えた政策、保育、授業、子どもとの関わり方を構築していってほしいと思います。そのひとつひとつが繋がれば子どもの支援ネットワークになると思います。

### 泉南市子どもの権利条例市民モニター 意見表明3

今回初めての参加で色々考えさせられました。

私もずっと思っていた隙間にいる子どものために何ができるか、会議が進む中、今の時代にあった方法で各地域で考えると、それぞれの子どもの関わっている委員会・協議会等のボランティア団体があるのにも関わらず横の繋がりが無いこと、情報交換の場が無いことが思い浮かびました。子どもに関わっている地域の人、アンテナを立てて情報発信してほしいとも思いましたが何処に誰にと考えるとそこで留まってしまい、それでいて横の繋がりが無いので情報共有できる体制が出来てなくそれぞれ個々に情報発信しているのが現状かと思えます。居場所や相談場所があったとして子どもと信頼関係を作るのはほんとに時間がかかりますが、一度信頼してくれるといろんな話をしてくれる子どももいますが隙間にいる子ども達も気軽に自分一人でも行ける場所があればいいのにと思いました。

それと学校以外にも居場所や相談場所があると知ってもらう方法は、やはり認定こども園・幼稚園・小中学生なら学校の協力が必要かと、それと一人の参加されていた大学生が色々な方法を分かったところに記載してほしいと、私も広報を読む子どもならいいと思いますがなかなか少ないと思うので、直接本人が気軽に相談できる体制が出来たらいいと思いました。今、小中学生ならタブレットを一人一人持てるので、その中に例えば今日の心と身体の様子マークを作り今日友達とけんかした・嫌なことを言われた等 SOS 相談みたいな項目を作りポチッとするだけで相談し易いようにするとか(あるならすいません)して子どもが簡単に相談できる体制が必要かと思いましたがタブレット端末の取り扱いにも注意が必要になってくるのがひとつ心配です。

それともうひとつ気になったのが、地域で生活している障害のある子ども・病気の子どもの兄弟児童です。子どもが小さい頃は、未就園児の子育てサロンもあり、地域の多くの親子が利用していて、様々な悩みを聞かせていただくこともあります。悩みを口にしてくれれば、そこから色々な機関や人と繋がりますし繋げることもできます。早い段階から気に掛ける事もできます。地域で居場所を作ってくれてありがたいと言ってくれたお母さんもいます。

しかし、子どもが成長してくると、学校が異なるだけで付き合いがなくなり、地域と疎遠になってくる方もいます。地域の中で安心して過ごせる場所や、お互いが知り合い、つながりあえる場所が必要だとは思いますが、お互いに知り合う機会が少ないのが現実です。防災の観点からみても、地域でつながりあいたいのですが、そういう場の設定が難しいです。地域コミュニティを育む担い手も、そう多くはありませんし、担い手としての研修も必要かと思えます。

子どもの年齢を 18 歳までと考え支援できる体制作り(居場所・相談場所)がどうしたら直接子どもに伝わるか、これからもっと地域や官民の連携は必要になるとも思いました。そして、相談し易い体制・一人でも行ける居場所・隙間にいる子どもたちにも地域参加の場所等、それらをどう周知させていくか、やはり重層的支援体制整備は重要だと思いました。相談できても解決に向かう体制がもっと重要だと思えます。

#### 泉南市子どもの権利条例市民モニター 意見表明 4

泉南市には、他市に誇れる子どもの権利条例があるというのを認識したのが、二年位前です。最近、様々な機会で、子どもの権利条例を勉強することが多くなりましたが、先日のモニター会議では、吉永先生のお話が私の断片的な知識を繋ぎ合わせてくれ、一枚のジグソパズルが徐々に埋まりつつあり、腑に落ちることの連続でした。

よく自助・公助・共助などと言われ、私自身、自助を第一と考えていますが、社会モデルが大事のお話で環境や社会のしくみを整える重要性を学びました。

昨年の中学生自死の件ですが、大切な命が亡くなったのは残念なことです。特に、子どもの権利条例委員会の皆様はどうして防げなかったのか、心中を察するといかばかりかと存じます。

私には、中学生の心中を察することは出来ません。子どもの権利条例の存在も知っていたと聞いていますし、もっとアクションを起こしてくれていればと思うことぐらいです。

私たちおとなもこれを反省点に、悩んでいる子どもたちの存在をどのようにして発見していくかが課題です。

今年度から、子ども家庭庁の創設を受け、泉南市も子ども政策課ができ、地域や関係機関との重層的な連携の必要性がいわれています。

それに多少なりとも関わる者にとって、前述の痛ましいことが、もう二度と起こらないように願うばかりです。

社会モデルがいくら充実していても、その網の目をくぐって起きることは常です。網の目をより小さく、こぼれ落ちにくいようにすることが、今後、私たちに与えられた使命のように思えます。

#### 泉南市子どもの権利条例市民モニター 意見表明 5

今回、市民モニター会議に参加して、相談できるところが想像していたより多くて驚きました。それは、とても良いことであると思えます。相談する所は多い方が多くの人に届くと思えます。しかし、相談できる所がたくさんあっても信頼できる相手じゃないと相談できない・しない子もいると考えました。もし自分が周囲の人以外に誰かに相談したいと思ったとき、全く知らない人や場所・機関だと不安を感じるし、やっぱり辞めようとなすと思えます。そのため、信頼できる人に相談できる所を作るために子どもの居場所をもっと増やしてほしいと考えます。居場所となる空間が増えると、多くの人にとって心のいやしになると思えます。

また、子どもにとって近い存在の親・兄弟・家族・友だち・学校など日頃関わる人たちがお互いに信頼できるようになることが大切だと思えました。そのため、もっとより多くの人に「子どもの権利」を知ってもらうことが重要であると考えました。そのため様々な人に向けての研修・講座をもっとすべきであると思えます。

## 泉南市子どもの権利条例市民モニター 意見表明6 二度と犠牲者を出さないために

この10年間で小中学生の不登校が60%超の増加、自殺が40%増加、自傷の経験率10%~30%、他方で10代の非行が80%の減少という報告を見て、考えることがとても大きい。若者は益々内向きになり、閉鎖的でその分、闇を抱え込んでしまっているようにしか見えない。ユニセフの幸福度調査(2020年)では、日本の子どもの精神的幸福度が37位、調査対象国中下から2番目という結果は、もっと周知して国全体としても真剣に悩み、取り組まねばならない問題だ。

私たちの泉南市では、何故彼が死を選んだのかは、重い問題として検証し続けねばならない。一人の人が絶望感に陥った時、誰か一人でも味方になってくれていたらと思うと返す返すも残念な事だ。

子どもの利益を最優先に考えるなら、規則や制度を超えても取り組まねばならないことも、場合によってはあると思う。その為にも、情報や気付きをいち早く察知してアプローチの方法はあったのではと思う。子育て中の親は、時として偏狭であり、周囲が目に入らないこともあるし、子どもは闇を語らない。だからこそ、子どもが自然と心を開く居場所が必要なのは既に言われ続けている。それは、設備ではなく、心の居場所であることも、使い分け出来ることも。しかし、それよりもっと難しいが大切なのは、子どもの最善の利益を願って、家庭、とりわけ親への寄り添い、相談、時には毅然とした助言が必要になってくると思う。

人間教育、人権教育は学校を終えると機会に恵まれない事が殆どだと思うが、むしろおとなになる段階、家庭を持つ前とその後が更に大切だと最近特にそう思う。市を挙げての人間教育に取り組んでいただきたいと、強く願う。

## 泉南市子どもの権利条例市民モニター 意見表明7

泉南市小中学校再編の第一弾、西信達義務教育学校設立に向けて、今年8月からワークショップが3回開催され、参加者から様々な意見提案が出ました。

義務教育学校設立計画は、8/22のモニター会議の議題である『相談・救済の現状と課題について』の内、

◇子どもたちは自分の思いを相談できているのか

◇子どもが相談しやすい環境になっているか

の2点、決して満点とは言えない現状を改善する唯一無二の機会です。

①図書館・自習室など、義務教育学校内施設の一部を使った相談室、

②小学校跡地に、岡田浦駅の乗降動線に配慮した待合室やフリールーム、  
(→高校大学生が駅で会う場に使う)

③生鮮スーパーやコンビニなどの商業施設と、

西信達公民館・市立第二図書館、派出所などの公共施設・社会教育施設のほか、電車通勤する家庭の乳幼児預かり所、駐輪・駐車場を複合させた施設計画に組み込みたいと考えています。

ワークショップにはオブザーバーとして市の職員も多く参加していましたが、自己紹介が無く、大半の方がどの部署のどなたかは不明です。

部署組織横断のオール泉南市で対応いただきたく、宜しく願います。

## 泉南市子どもの権利条例市民モニター 意見表明 8

### 1. はじめに

泉南市子どもの権利条例（以下、条例）ができ、11年が経過しようとする中、10年目の年に中学生が自死する事件が発生し、条例は机上の空論であると思知らされた。子ども会議（条例第5条）へのサポート参加、地域での子どもの居場所作りの活動者として、彼と出会い、向き合える機会がなかったことを悔しく思う。

中学生自死について教育委員会の対応が大きな問題になり、報道されてしまったことに、検索ワード候補には「加害者」や「担任」等が候補に上がっていた。目下、管見の限りでは、この自死の一因になったと考えられるいじめに関わった者の名前は見られなかったが、この先、遺族をはじめとする事件の関係者に対する風評被害に注意しながら市は対応する必要がある一方で、事件は風化させてはいけないと考えている。今後の条例発展ならびに市の対応（第3者委員会で検討されているかもしれませんが）の一助になることを願い、一個人の視点から、条例ならびに各事業報告の疑問点・意見を以下で述べたい。

なお、今回の事件を結果として、一市民として泉南市の事業を批判的に評価することに留意していただきたい。

### 2. 条例ならびに各事業報告の疑問点・意見

#### ① 報告事項Ⅱの全体を見通して

まずは全体を通して共通の事項を述べる。まずは泉南市が行っている事業にアクセスできる子どもが極めて限られているように感じられることだ。対象年齢が明確ではないことはもちろんだが、ほとんどの事業の広報はチラシ、Web、広報せんなんと現代のデジタル化が進んでいる日本社会にあっていないと感じる。現在のほとんどの小学生・中学生は生まれたときからインターネットやデジタル機器がある環境で育ったデジタルネイティブの時代にも関わらず、行政から発信される情報ツールはWeb、LINE、紙面のみであり、子ども参加を実現する前に情報収集の方法が全く異なる。

また、広報せんなんでの子どもに関するイベント等のお知らせは多くの文章が混雑しており、これらは子どもにやさしいともアクセスしやすいとも到底思えない一方で、子ども達向けにあるいは子ども用に作成されていない点にも疑問を感じる。この点を解決しない限り、子どもの権利を子ども達に知ってもらおう等は形だけになるのではないかと考える。

上記の2点に加え、一番の問題は泉南市の職員の中には現在の情報発信の方法はあまり効果がないとわかっているのにも関わらず、放置していることだ。

また、それぞれの事業で所要額が0円と度々見られるが、「厳しい財政状況で職員の努力により0円に抑えている」と条例委員は評価している。しかし、私は評価できない。予算を組めばなお一層の子どもにやさしいまちの実現に近づくからだ。子ども会議でもおとなの事情があるからと子どもの「やってみたい」を諦めさせてしまっている場面を度々耳にする。子どもの「やってみたい」を潰している事実がある時点で0円を評価することはできない。その他の条例6条相談・救済、7条子どもの居場所作りでも子どもの「やってみたい」を潰してしまう可能性がある。子どもの最善の利益を考えるのであれば、子どもの「やってみたい」を潰さず、予算の幅を増やすべきであり、現場の職員の努力に頼り続けることはそのつけが回ってくるのではないだろうか。実際に子どものために財政を見直し、人口増加を実現した自治体が存在する中で、人口が減り続けている泉南市でも身を切る改革が必要ではないのだろうか。ここ数年、人口が減り続け、6万人を切り、中学生の自死もこれまですべきことをしてこなかった泉南市の結果であると私は評価する。

上記の点に加え、現場の職員にも問題はあるように感じる。報告事項Ⅱを見る限り、一度事業を開始し、実施され続けている点は評価するが、基本的には大きく改善されない行政として

の組織体質に疑問を感じる。これを裏付けるように、事項Ⅱの各事業報告の自己評価欄はほとんどが肯定的な評価ばかりで、実施事業をどのような問題点があり、どのように改善したいかは述べられていない。肯定的に捉える職員の問題意識の改革も必要ではないかと考える。実際に私がこれまで関わってきた多くの職員がいたが、それぞれに熱量の差があり、私自身の心が曇った時期もあった。全ての職員が真に物事に問題意識を持ち続け、課題を解決する職員（泉南市が求める職員像）であれば、全ての職員が条例に理解を示し、子どもにやさしいまちが実現し、自死した中学生も絶望することはなかったと私は強く思う。以上のように全体を見通し、行政の組織体質や職員の問題意識に度々疑問を感じた。

## ② 第6条 子どもの相談・救済

泉南市では、相談事業が6事業ある。しかし、受付時間が休日対応可能な事業が1事業を除いた5事業のうち、1事業のみである。対象が子どもや子育て世帯の方が対象であり、共働き世帯や平日が仕事の世帯の方で相談がある方はどうしたらいいのだろうか。休日に行くことができないのであれば、平日に休暇を取ればいいのだろうか。もちろん、市役所の窓口受付時間も言えるが、貧困や格差がある社会で平日に休みを取得することが経済的に不可能な方もいるだろう。真に子どもに優しい街になるには、保護者の多様な立場に対応できるような相談窓口を設ける必要があるのではないかと感じた。また、周知方法が広報、Webがほとんど問題があるが、6事業の相談内容が似ている部分があるため、相談事例に対して明確化していた方がいいかと考える。

## ③ 第7条 子どもの居場所づくり

ここで言うことはただ1つだ。行政が子どもの居場所づくりを大きく進めるには限界があり、市民にも呼びかけると条文には書かれている。しかし、さらに推進するには民間企業、NPO法人、地域で小規模で活動を行っている方など、支援者の支援をするのが行政の役目であると考え。条文第2項には、「～市は、公民館や図書館、青少年センターなどの公共施設や、またアフタースクール活動、さらにはこの条例によって設置された子ども会議、その他民間を含む多様な施設や活動、行事等々について、それらを「子どもの居場所づくりの推進に関する指針及び実施計画等」に位置付け、～と書かれている。「民間を含む多様な施設」にはNPO法人も含まれると捉えることもでき、この「実施計画等」には予算なども含まれるはずだ。この条項を根拠に支援者の支援を位置付けることを強く進めたい。子どもの居場所を実行するのは地域に近い民間の方々であり、行政と民間の双方での連携をし、支援する形がベストだが、日本は支援者の支援が本当に少ないと実践者の方々は話していたため、行政として、支援者の支援を進めることを願う。

## ④ 第8条 子どもの権利に関する学習と教育①（子どもの施設・行政職員対象）

本条例に基づく事業の疑問点も1つだ。「初任者人権教育研修」、「泉南市新規採用職員研修」の回数である。子どもの権利は1回話を聞くだけで理解できるものではなく、日常や活動の中で紐付けて理解し、問題意識を持つようになっていたり、知るものだと私は考える。なぜ、1回のみなのか。本当に子どもに優しい街を目指す職員研修が子どもの権利の研修は年間で1回のみで、実現できるのか。ゆうてみいサポーター研修のように数回に分けて、テーマもそれぞれで学ぶ必要があるのではないだろうか。元人事部の方に聞いた話では新卒採用試験で条例や子どもの権利に理解ある人は少ない。（※残念ながら理解があっても採用しないこともある。）そんな中、研修は1回のみで本当に子どものために仕事ができるのか疑問に思う。その結果、「①報告事項Ⅱの全体を見通して」で述べたような子どもに関する事業で問題意識を持ってない職員が生まれるのではないかと。もちろん、そのほかの事業でも同じだろう。研修回数を増やし、真に子どもに優しい街を目指す市の職員を養成し、何事にも問題意識を持ち続ける職員を養成していただきたい。

#### ⑤ 第9条 親その他の保護者の支援

本条項に基づく事業については、子育て支援の視点から意見を述べる。第9条第1項では「子どもの養育についての責任、権利及び義務を果たすことができよう、必要な支援を受けることができる」、第2項に「市は～～～前項に定める保護者の権利等を保障するため、保護者との協働に努めるなかで、必要な仕組みの整備その他支援に努めなければならない」と書かれている。第8条に基づき「ファミリー・サポート」(以下、ファミサポ)の研修事業が行われている。9条にも関係する事業であると考え。地域社会での人間関係の希薄化が進んでいる現在の日本社会で、ボランティアと利用者をマッチングし、子育てを地域内で共助していくことにつながるため、評価はできる。しかし、問題点として子どもが発熱・体調不良の際は利用できないとファミサポのボランティアの方に聞いた。では、その時のためにその他の支援策があるのだろうか。目下、管見の限りでは泉南市として病児のための支援を見つけられなかった。(仮にあったとしても私の検索方法が悪いのではなく、市民一人ひとりに情報が行き渡っていない行政としての情報発信の方法に疑問を持っていただきたい。)泉南市には病児保育をしてくれる場所がないと子育て世帯の数人の方から話を聞いた。第9条に基づき、病児保育を専門とする企業の誘致や行政としての施策に尽力していただきたい。なお、利用の際、家庭によっては格差が生じるため、どのように格差をなくし、公平・平等に利用できるかを同時に考えつつ、取り組んでいただくことを強く願う。

また、第9条に基づいた事業数は2つという点も疑問視したい。親や保護者の支援ということは子育て支援につながるにも関わらず、2事業のみというのは泉南市としての子育て支援の充実に本気度を感じないと評価する。条例に基づき、一刻も早い子育て支援、保護者支援の「効果的な」施策の実現を強く願う。しかし、ここで注意したいことは「支援者」は支援しているという上から目線ではなく、対話を通して、親や子どもの主体性を尊重した対等感のある関わりを強く願う。

#### ⑥ 第14条 泉南市子どもの権利の日、第15条 条例の実施と広報

本条項では、第9次報告書から確認したが、実施事業が変わっていない。アンケートやチラシ、ファイルを配布し、終了している点が残念に思う。本年度から子どもの政策課に条例事務局が移行し、さらに第14条、15条を根拠に子どもからおとなを巻き込んだ周知活動を行う活動を企画している点から述べる。できたばかりで仕方のないことかもしれないが、子ども政策課は職員3名だと聞いている。これは事務局に相応しい人数なのか、また、人手不足の中、職員を集め、条例や子どもの権利に理解のない職員の課にならないか、そしてその職員たちによって、条例を推進することでさらに机上の空論にならないか懸念している。新たな事務局で、新たな広報活動であり、適切かどうか、条例16条を根拠とし、この先の歩みを監視していただきたいと強く思う。

### 3. 最後に

全ての条例に基づいて、多くの事業が行われているが現場の職員は子どもの権利をわかっていない場合も多いと感じる。職員が考えた企画を条例に紐付けて、ただただ事業の一環として行なっている感じがする一方現場職員の子どもの権利に関する意識に関する当事者意識と問題意識を最大限に、それぞれ可能な範囲で事業を仕組みとして、根拠、目的、公式なものとして、今後も続けていけるようなものとして発展し続けることを強く願う。また、おとなの考えのみで行われる事業(パターンリズミ的な事業)ではなく、真に子ども参加が実現され、子どもとおとなが対等に納得して行えるもので進めていただきたいと強く願う。

## 泉南市子どもの権利条例市民モニター 意見表明 9

### モヤモヤ 1

本年度の市民モニター会議に子どもがいないのは何故か。  
他の会議で子どもが話し合いをしていると聞きましたが、あの場だけにいかせてもらった立場から言うと、何故あそこに子どもが少しでもいなかったか、理解できませんでした。おとなだけですべき話ではないかと思います。あれこそ子どもの権利の話なのだから、子どもとおとな一緒になって、共に現実と向き合っ、お互いの意見を聞き、しっかり考えるべきだと思いました。

### モヤモヤ 2

市民モニター会議で何故子ども会議メンバー、一人一人に話を聞かなかったのか。自死した中学生（仮に A さんとします）に一番年齢も近く、子どもの権利と共に育ってきた私たち若者に、積極的に意見を求めなかったのは何故なのでしょう。会議の中で、「どう？」って頻りに聞いてくれていたのは一人だけでした。自分で話し出せばよかったのかもしれませんが、やっぱり話したいと思ったことはあっても、雰囲気的に話し出しにくかったです。向き合おうとしているあの場にいたおとな全員には、「どう？」って聞かれたかったです。

### モヤモヤ 3

今ちょうど起こっていることに関して。  
私は今ちょうど行政に、子どもの権利を広めるために、若者たちでイベントを企画することを依頼されています。しかし、「こうしたい」って行政側に伝えて、バツを出されたり、権利の理解に関して話がうまく噛み合わなかったり、難航しています。私は、この状況は、A さんと同じだったのではないかと考えています。「君たちの意見、考えを求めています。」と言われ、子どもの権利を広めることを完全に任せられた状態で、張り切っていたのにも関わらず、やっているうちに、「それは〇〇だから不可能だ」などと否定されたりして、自分たちの意見をゼロに潰されることがありました。ゼロにするんじゃなくて、半分汲み取って別の案を提案するなどということはありませんでした。そんな経験は正直初めてなので、すごく違和感があったし、腹が立ったし、ショックでした。A さんも同じ気持ちだったんじゃないかなと思います。子どもの権利に基づいて行政に持ちかけた話が、完全に否定される。何か別の案を出されることもなく。それは大変悔しくてたまらないと思います。  
そんな時、私には仲間や、違う行政の方など、相談できる相手がいたので、時の経過と共に、気持ちもおさまりましたが、これを 1 人で抱えるとなると、かなりの精神力が必要になるので、どんな状況だったのかは深くは知らないですが、話を聞いて A さんの気持ちを受け止めてくれる話し相手がいて欲しかったと心から思います。

## 泉南市子どもの権利条例市民モニター 意見表明 10

泉南市に、たくさん子ども相談の場所や電話番号を用意して下さいありがとうございます。ただ、いつも思うのが自分の相談事をどの電話番号にかけたらいいいのか分かりにくい事や、こんな内容だと嫌がられるのではないかと心配し、電話をかけづらいのがおとなにも子どもにも両方に言える事ではないかと感じています。

また、市民モニター会議で出た意見の一つに「LINE や Instagram 等でのやり取りが出来た方がいい」とありましたが、まさにそこが一番の改善点だと思います。理由としては、今は自宅に電話機を置いている家庭が少ない事です。小学生でもキッズ携帯を持っている子どもさんも多いですが、登録した電話番号しかかけられないとか、かかってこないとかの機種や設定がよくあります。つまり、どこにでもかけられる携帯電話を持っている子どもさんしか電話連絡出来なかったり、その子どもさ

んでさえ、自分がかけた電話料金の事で親に怒られるかも知れないと思ったらかけにくいと思います。家族みんな自宅の家庭電話機を使って、誰がどの位かけたか分からない時代とは違う悩みも出てくると思うので、今の時代の子ども達が相談しやすいシステムを作るのも公助として行なって頂けたら、より相談しやすくなるのではないかと思います。電話機やLINE、インスタグラム等の方法以外に、各小中学校にカギ付きの目安箱を置いて頂いて毎月回収して記名ありと無しで返答方法をかえる等の方法もいかがでしょうか？自宅に電話機のあるなしや、各家庭の経済状況に関係なく、どの家庭の子どもさんでも公助としてのシステムを利用できる状況にしていただけると、子ども達の優しい街になっていけると思います。

- ・自死の悲しい報道もよく流れていましたが、子どもさんによって知っている内容に片寄りがありました。同中学の同学年を過ごした子どもさんでもその状態でしたので尊厳を回復する為にも、子どもにも親にも定期的に正しい情報が聞きたいと願っています。

- ・学校の先生に相談しても真剣に聞いてくれなかったり、「その意見は誰にも言うな」と威圧を受けたという話を事件後に聞きました。9月からいじめで学校にいけなくなった子どもさんの話を聞いています。同じような痛ましい事が起こらないように、第6条について一緒に考えていきたいと思います。